

香港の公民教育をめぐる歴史的展開

—「基本的自治権を行使できない英国唯一の植民地」から「一国二制度」へ—

中井智香子（広島大学大学院）

（１） 問題の所在と目的

戦後の香港史は、主権者と統治者が決めた政治体制によって二度の始まりを迎えた。つまり、一度目は3年8ヶ月の日本軍占領期をはさんで、アヘン戦争以来英国植民地に再び戻ったことであり、二度目は97年7月1日中国への主権移行によって「一国二制度」という新たな始まりを得たことである。香港と他の植民地との決定的な違いは、政治主体となるべき住民側に基本的自治権の行使による独立という選択肢がなかったことにある。なぜなら両者をつなぐ時空間には、1898年に清朝と英国間で調印された「香港地域に関する条約」（新界地区99年間租借）が存在しており、結局97年問題は主権者と統治者である中英間のみ交渉が行われた。

さらにこの特殊な時空間に最も影響を与えたのは、主権者であり隣接する中国大陸の動向であった。戦後続いた国内戦による混乱の果て、共産党政権が49年に新中国を樹立した。その後、大躍進運動、3年連続の大災害、文化大革命の混乱期を経て、78年鄧小平が復活し改革開放政策へと国の舵取りを大転換したことにあった。彼が考案したといわれる共産党政権による一党独裁の社会主義政治体制下に資本主義経済を組み込む「一国二制度」とは、香港の経済力を温存させながら、中国という国民国家の枠組みに英国植民地に居住し「臣民」化されてきた中国系住民を「中国公民」化することであった。しかし、この6年間を振り返ってみると、その過程は北京・香港両政府にとって予想以上に困難な道のりであったと言えよう。

そこで本報告では、78年に義務教育化された中等教育（初中1-3年）レベルで、香港の政治主体と成るべき青少年への公民教育に相当するフォーマル・カリキュラムとガイドラインの変遷に焦点をあてながら、主権者と統治者である中英間の政治的駆け引きによって翻弄された戦後香港史が、どの世代の住民にどのような公民意識を注入していったのかを考察したい。

（２） 84年までの公民教育

シラバスの内容と科目名の変更によって、4期に大分される。

I期（45～56年）『公民科 Civics』では、植民地政府にとって必要な人材を確保するために都合のよい知識のみが提供されている。具体的には、英語と西洋文化に精通した少数エリート（公務員・企業家）が行政に協力的であればよく、行政機構の概括的な知識に限定されており、官民の意思疎通手段は全く提示されていなかった。換言すると、政治を多く語らない、政府への服従、法の遵守が公民意識として強調されていた。さらに、香港の都市生活と中国の伝統的農村生活の差異を強調すると同時に、香港社会の「公民 citizen」と中国社会の「臣民 subject」という対立構図を意図的に作り出すことで、香港の公民教育をスタートさせている。

II期（57～64年）『公民科 Civics』では、前期までの順調な植民地行政を背景に、香港出生した第二世代を対象にした公民意識であり、香港を中心とする意識が付け加えられた。具体的には、対中貿易に依存していた香港が、50年朝鮮戦争勃発後の国連の対中禁輸措置によって経済危機を迎えたが、植民地政府の徳政によって中継貿易地へと転換を果たした。そこで、住民の生活水準も実感できるほど向上した点を強調することで、政治に関わるよりも経済活動へ専念することを美德とする風潮を作り上げていった。一方で、中国系住民の共産党政権に対する離反と、祖国に対する郷土意識を希薄化させると同時に、香港自身への関心を誘導していった。

III期（65～74年）それまでの『公民科』が姿を消し、『経済と公共事務科 Economics & Public Affairs』が登場した。大胆な名称変更の背景には、右肩上がりの経済発展を持続させるためには、植民地経済の真髄レッスン・フェールを基盤から支えるが、政治的権利を持たない「公民」が必要とされたと言える。なぜなら住民の鬱積する社会不満が66年と67年の二度の暴動を引き起こし、植民地政府は社会の安定と経済の繁栄のために、

住民生活密着の社会政策へと大幅に軌道修正せざるをえなかった。その一つとして、青少年の香港への帰属意識を育成が急務と考えられ、教育機会の拡大が急速に推進された。つまり、この時期は香港が植民地であることを明確にした上で、持続的な経済発展を求心力とする社会統合が課題であった。

IV期(75～84年)『経済と公共事務科 Economics & Public Affairs』では、青少年の社会への参加意識を高めるために、視察や社会奉仕活動を通して、香港への帰属意識の育成を図った。この時期に入って、前期での植民地であるという明確な表現から、「香港はコミュニティである」という曖昧な表現が用いられ始めた。その背景には、68年から始まった「中国語法定化」運動に端を発し、70年代には知識人青年を中心とした「認識中国」キャンペーンが社会全体に一定の影響を持ち始めた。また、72年3月には中国が国連の植民地委員会宛書簡で香港を植民地リストから削除するよう求め、国連の場で主権者中国の主張が全面的に認められた。よって、この時期の植民地政府は、時勢を捉えながら社会の安定を維持する事が得策と判断していたと言えよう。

(3) 85年以降の公民教育

70年代後半からの中英間で水面下に行われてきた97年問題が、85年以降の公民教育へ大転換をもたらした。84年9月「中英共同声明」仮調印前の7月には「代議制度の段階的発展」緑書が出され、翌年9月には初の立法評議会の間接選挙が実施された。

植民地政府は、85年9月『学校公民教育指引』を初めて発行し、政治的過渡期対策として幼稚園児から大学生までを対象とした公民教育への取り組みを始めた。しかし、そのガイドラインの内容は、97年問題への言及を避けた非政治的で非現実的なものであり、政治制度・アプローチといった政治知識が偏重され、政治参加や民主主義に関する概念や過程は無視されていた。住民には植民地政府との協調姿勢を強調する事で、過渡期における政治体制転換を植民地政府主導で有利に行いたいとする統治者側の意図が表れていた。

88年選挙の前年に実施された直接選挙導入への市民への世論調査の結果は反対派が上回り、結局88年も間接選挙で実施された。しかし89年天安門事件により、植民地政府も市民も民主化へ大きく加速していった。9

1年には初めて一部議席に直接選挙が導入され、民主派が圧勝した。

97年の前年(96年)に『学校公民教育指引』は全面的に改正された。初版は初歩的な政治知識に国際都市香港＝コスモポリタンの観点を強調し、従順で責任感のある公民を理想像とした。その反面、民族や国家アイデンティティ育成に関する具体性が欠如していたが、改正版では批判的思考・問題解決能力・客観的態度を培った理性的で積極的かつ責任のある公民を描いていた。特に国民教育・民主教育が取上げられ、香港と中国への帰属意識と政治的権利と義務の果たせる能力の発達が要求され、国家アイデンティティを持った「中国公民」としての自覚にまで言及するに至った。

(4) まとめ

戦後植民地香港で用いられた「公民」概念は、大陸の伝統的農村生活者「臣民」への優越的な対立概念であった。すなわち、香港に居住する中国系住民は都市生活者として「公民」という呼称を与えられたに過ぎない。84年までは、植民地の安定と繁栄を維持する為に住民の政治参加の道を閉ざした非政治的カリキュラムであり、選択教科の一つにすぎなかった。さらに、71年<教育条例>で学校内での政治活動禁止を受け、70年代に教育機会が拡張されても、ほとんどの中学校は『経済と公共事務科』を教えようとしなかった。中国系住民側も生活水準の着実な向上を手に入れたことで、社会への不満は徐々に解消され、現実的な利益を希求することで植民地政府との暗黙の了解が築かれたままであった。このように84年までは極めて消極的であり、また「公民」の呼称を用いただけのレトリックにすぎず、実際の姿は「臣民」であったと言えよう。

「一国二制度」という新境地を与えられた香港の命運は、過渡期の公民教育に委ねられた。その過程は、主権者側に配慮しながらも統治者側主導で市民の意向に沿いながら推し進められた。

報告者の現地調査では、特に政治活動が厳しく弾圧されてきた教育現場の教師たちは、「臣民」が「中国公民」へ一足飛びできるはずがなく、まずは経済的自立を果たした香港の市民社会に根ざした公民づくりから始めようとしているのが現実である。「一国二制度」下の国民教育への足並みは揃っていないとは決して言えない。